

○総務省告示第三百十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成三十年九月二十日

総務大臣 野田 聖子

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 岩手県釜石市大字釜石第1地割281-21 (274.20) (2) 岩手県釜石市大字釜石第16地割125-1 (193.20)	北緯39度16分38秒東経141度54分35秒の地点と北緯39度16分20秒東経141度54分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度15分52秒東経141度53分45秒の地点と北緯39度15分24秒東経141度53分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その

		両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1) 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-7-3 (236.30) (2) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区川島町字北原1267-6 (106.20)	北緯35度27分40秒東経139度37分24秒の地点と北緯35度28分21秒東経139度33分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1) 山口県防府市車塚町8-33 (64.10) (2) 山口県防府市大字向島字羽山峯尾287-4 (368.90)	北緯34度03分04秒東経131度34分23秒の地点と北緯34度02分25秒東経131度34分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2 放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示	伝搬障害防止区域の範囲
----	--	-------------

	す。)	
1	(1) 北海道帯広市西5条南7 — 2 — 2 (95.70) (2) 北海道河東郡音更町十勝 川温泉9 (204.50)	北緯42度55分25秒東経143度11分52秒の地点と北緯42度56分31秒東経143度19分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯42度56分31秒東経143度19分04秒の地点と北緯42度56分32秒東経143度19分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1) 北海道帯広市西5条南7 — 2 — 2 (93.00) (2) 北海道河東郡音更町十勝 川温泉9 (201.00)	北緯42度55分25秒東経143度11分52秒の地点と北緯42度56分31秒東経143度19分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯42度56分31秒東経143度19分04秒の地点と北緯42度56分32秒東経143度19分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1) 北海道帯広市西5条南7 — 2 — 2 (92.00) (2) 北海道河東郡音更町大通	北緯42度55分25秒東経143度11分52秒の地点と北緯42度56分38秒東経143度11分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯42度57

	18-3 (119.00)	分04秒東経143度11分55秒の地点と北緯42度57分19秒東経143度11分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯42度57分24秒東経143度11分56秒の地点と北緯42度57分27秒東経143度11分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯42度57分47秒東経143度11分56秒の地点と北緯42度58分53秒東経143度11分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1) 石川県羽咋郡宝達志水町 紺屋町7字入会7御前ノ前 1-47 (652.50) (2) 石川県金沢市広岡3-2 -10 (74.70)	北緯36度36分37秒東経136度40分05秒の地点と北緯36度34分52秒東経136度38分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1) 石川県羽咋郡宝達志水町紺屋町外7ヶ村入会地7	北緯36度46分47秒東経136度48分29秒の地点と北緯36度34分09秒東経136度36分12秒の地点を結ぶ直線を中心線とし

	御前の前 1-10-1 (628.00) (2) 石川県金沢市古府 2-136 (53.70)	て、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1) 石川県金沢市広岡 3-2-10 (74.70) (2) 石川県金沢市観音堂 1-19-1 (68.50)	北緯36度34分52秒東経136度38分38秒の地点と北緯36度35分22秒東経136度36分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1) 石川県金沢市広岡 3-2-10 (74.70) (2) 石川県野々市市本町 6-19-1 (74.60)	北緯36度34分52秒東経136度38分38秒の地点と北緯36度32分03秒東経136度36分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1) 石川県金沢市広岡 3-2-10 (74.70) (2) 石川県野々市市本町 6-19-1 (85.00)	北緯36度34分52秒東経136度38分38秒の地点と北緯36度32分03秒東経136度36分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

9	(1) 鹿児島県鹿児島市本港新町4-6 (54.00) (2) 鹿児島県始良市平松字平田5734-1 (526.00)	北緯31度35分41秒東経130度33分42秒の地点と北緯31度37分21秒東経130度34分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯31度37分45秒東経130度34分17秒の地点と北緯31度41分28秒東経130度35分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1) 鹿児島県始良市平松字平田5734-1 (526.00) (2) 鹿児島県霧島市隼人町大字住吉1882 (29.35)	北緯31度41分45秒東経130度35分32秒の地点と北緯31度43分31秒東経130度43分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1) 熊本県熊本市中央区大江2-1-10 (74.00) (2) 熊本県熊本市西区河内町岳1880 (672.80)	北緯32度48分21秒東経130度43分35秒の地点と北緯32度48分52秒東経130度38分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3 人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線	伝搬障害防止区域の範囲
----	---------------	-------------

	局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示す。）	
1	(1) 三重県桑名市多度町古野 裏山国有林281号3林小班 (688.50) (2) 愛知県海部郡飛島村大字 飛島新田字梅之郷地先 (23.40)	北緯35度10分08秒東経136度36分17秒の地点と北緯35度05分00秒東経136度48分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4 電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
----	---	-------------

1	<p>(1) 神奈川県川崎市川崎区白石町7-1 (92.80)</p> <p>(2) 神奈川県川崎市川崎区千鳥町5-1 (78.20)</p>	<p>北緯35度30分04秒東経139度42分41秒の地点と北緯35度30分05秒東経139度42分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度30分06秒東経139度42分53秒の地点と北緯35度30分19秒東経139度43分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度30分21秒東経139度43分58秒の地点と北緯35度30分34秒東経139度44分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度30分36秒東経139度45分06秒の地点と北緯35度30分45秒東経139度45分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域</p>
2	<p>(1) 神奈川県横須賀市久里浜9-2-1 (120.10)</p> <p>(2) 神奈川県川崎市川崎区白石町7-1 (82.80)</p>	<p>北緯35度12分47秒東経139度42分58秒の地点と北緯35度13分17秒東経139度42分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度13分36秒東経139度42分57秒の地点と北緯35度15分50秒東経</p>

		<p>139度42分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度27分53秒東経139度42分43秒の地点と北緯35度29分06秒東経139度42分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度29分26秒東経139度42分41秒の地点と北緯35度30分04秒東経139度42分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域</p>
3	<p>(1) 神奈川県川崎市川崎区白石町7-1 (82.80)</p> <p>(2) 神奈川県川崎市川崎区東扇島3 (119.20)</p>	<p>北緯35度30分04秒東経139度42分41秒の地点と北緯35度30分02秒東経139度42分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度30分01秒東経139度42分55秒の地点と北緯35度29分54秒東経139度43分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度29分49秒東経139度44分26秒の地点と北緯35度29分47秒東経139度44分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ</p>

		50メートル以内の区域
4	(1) 神奈川県横須賀市西逸見町2-32 (160.20) (2) 神奈川県横須賀市若松町1-17 (42.40)	北緯35度16分39秒東経139度38分45秒の地点と北緯35度16分47秒東経139度39分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1) 神奈川県川崎市幸区柳町26 (40.10) (2) 神奈川県横浜市鶴見区江ヶ崎町4-1 (64.00)	北緯35度31分54秒東経139度41分03秒の地点と北緯35度31分59秒東経139度40分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1) 神奈川県横須賀市久里浜9-2-1 (143.10) (2) 神奈川県横須賀市西逸見町2-32 (150.20)	北緯35度12分47秒東経139度42分58秒の地点と北緯35度16分39秒東経139度38分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1) 神奈川県鎌倉市大船1765-1 (94.70) (2) 神奈川県横浜市戸塚区戸	北緯35度21分00秒東経139度32分34秒の地点と北緯35度22分14秒東経139度32分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度22

	塚町463-1 (56.00)	分28秒東経139度32分03秒の地点と北緯35度22分59秒東経139度31分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度23分09秒東経139度31分49秒の地点と北緯35度23分12秒東経139度31分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1) 神奈川県藤沢市南藤沢18-10 (53.90) (2) 神奈川県鎌倉市大船1765-1 (94.70)	北緯35度20分12秒東経139度29分26秒の地点と北緯35度20分26秒東経139度30分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度20分27秒東経139度30分27秒の地点と北緯35度21分00秒東経139度32分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1) 神奈川県横須賀市久里浜9-2-1 (133.10) (2) 神奈川県厚木市七沢字奥山3067-ロ (1258.70)	北緯35度12分47秒東経139度42分58秒の地点と北緯35度17分05秒東経139度33分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度18分08秒東経139度31分38秒の地点と北緯35度26分27秒東

		<p>経139度13分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域</p>
10	<p>(1) 神奈川県逗子市池子4-903-3 (138.00) (2) 神奈川県横浜市磯子区新磯子町37-1 (116.90)</p>	<p>北緯35度18分39秒東経139度36分24秒の地点と北緯35度18分44秒東経139度36分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度18分47秒東経139度36分27秒の地点と北緯35度23分01秒東経139度37分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度23分17秒東経139度37分57秒の地点と北緯35度23分42秒東経139度38分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度24分04秒東経139度38分13秒の地点と北緯35度24分17秒東経139度38分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域</p>